

令和5年3月24日

養父市議会議長 西 田 雄 一 様

総務文教常任委員会
委員長 谷 垣 満

請願審査報告書

令和5年2月27日、本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第131条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和5年3月1日（水）、3月13日（月）
- 2 審査結果

受理番号	件 名	審査結果
請願第1号	消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書	不採択とすべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

請願第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書

【質疑】 市内で影響を受ける事業所はどのくらいあるのか。また、当議会がインボイス制度導入に関して、シルバー人材センターに対する特例を求める意見書を提出していることをどのように捉えているのか。

【答弁】 影響を受ける事業所の具体的な件数は確認できないが、シルバー人材センターだけでなく多方面に影響が及ぶことから、インボイス制度の実施延期が必要である。

【質疑】 現行制度では益税となり、国に納付されない分の消費税をどう考えるか。また、実施延期を求める内容だが、いつまでの延期を求めるものか。

【答弁】 消費税は所得が少ない人ほど負担が大きくなるもので、消費税の廃止、あるいは減税が必要であり、インボイス制度の廃止こそ必要と考える。延期した期間の中で議論をして、廃止を決めていくことを求める趣旨である。

制度実施による市内事業者等への影響や実情を示すことが適切であり、インボイス制度の導入が既に決まっている中で、延期及び廃止の実現可能性も勘案し、審査の結果、不採択とすべきものとなった。